

東 高 発 第 4 4 9 号
令 和 2 年 8 月 2 8 日

村内介護保険事業所 御中

東海村長 山 田 修
(高 齢 福 祉 課 扱 い)

事故発生時の事故報告書の提出および事業所やサービス利用者の家族への情報共有の徹底について(通知)

日頃より、当村の介護保険事業にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

事故報告書については、「介護保険法第 23 条」、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第 37 条」および「介護保険事業者における事故発生時等の報告の取扱いについて(平成 18 年 3 月 30 日茨城県保健福祉部長通知)」(以下、「茨城県通知」という)の規定より、介護保険事業者においては事故発生時等には東海村高齢福祉課へ事故報告書を提出していただくことになっております。

近年、介護サービス利用者のご家族から東海村に相談があった際に、東海村に報告が来ていないということが度々見受けられます。改めて、前述の規定をお読み取りいただき、事故報告書の提出の徹底をお願いします。

また、これまで曖昧になっていた基準について、下記のとおり定めさせていただきますので、事業所内への周知、徹底をお願いします。

記

1. 茨城県通知の第 2 の 1 (1) のアでは、事故等については、「比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がない者を除く」とありますが、市町村への報告義務がない場合でも、事業所内の情報共有や、家族への報告を速やかにしていただき、利用者及び家族とのトラブルが発生しないようにお願いします。
2. 茨城県通知の第 2 の 1 (1) のアでは、事故等については、「比較的軽度な擦過傷や打撲など日常生活に大きな支障がない者を除く」は、医療機関を受診した場合は事故等に含まれることとし、事故報告書の提出義務がありますので、ご注意ください。なお、事故の範囲については次頁のとおりとします。
3. 茨城県通知の第 2 の 3 において「事故が発生した場合は、速やかに家族に連絡するとともに市町村に報告する。」とありますが、ここでいう速やかのおおむねの目安としては 1 週間としてください。
4. 茨城県通知の第 2 の 3 の (1) にある「緊急性の高いものは、電話又はファックス等により事故等発生の第一報の連絡を行い、その後速やかに報告書を提出する」とありますが、この場合の第一報の報告は、事故発生時間が、東海村役場開庁時間内においては当日中、東海村役場閉庁時間内に発生したもののについては東海村役場の翌開庁日に報告してください。

<事故の範囲>

報告すべき事故の範囲は、次の各号に掲げるものとする。なお、報告すべき事故は、事業者の過失の有無は問わず、利用者等の自己過失及び第三者によるものを含む。

- (1)利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した次の負傷事故
 - ア 医師の保険診療を要したもの
 - イ 医師の保険診療を要しないが負傷により利用者の家族等から苦情が出ているもの
 - (2)利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供に伴い発生した死亡事故
 - (3)利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供中に所在が不明となり、警察に捜索願が出されたもの
 - (4)利用者に対する介護サービス又は宿泊サービスの提供などの業務遂行により発生又は請求された損害賠償事故
 - (5)食中毒及び感染症等で法令により保健所等へ通報が義務付けられている事由が発生したもの
 - (6)職員(従業者)の犯罪、法令違反又は不祥事等により利用者等の処遇に影響があるもの
 - (7)震災、風水害又は火災等の災害によりサービスの提供に影響があるもの
 - (8)その他
東海村が報告を必要と判断した事故
- 以上